

岡崎市災害廃棄物処理計画改定（概要）

計画の目的

国の災害廃棄物対策指針に基づき、岡崎市地域防災計画や愛知県災害廃棄物処理計画との整合を図り、災害により甚大な被害が発生した場合の処理方針や処理体制などの基本的事項を定めるものである。

改定の要点

本市や他地域での度重なる災害を教訓に、令和6年2月に修正された岡崎市地域防災計画や令和5年4月に環境省から示された災害廃棄物処理計画策定・点検ガイドラインに基づき見直しを行った。

- 災害廃棄物発生量推計
- 組織体制の明確化
- 仮置場の検討・設置
- 地域集積所
- 住民周知・啓発



災害廃棄物発生量推計（p8～p9）

岡崎市地域防災計画（過去地震最大モデル）や愛知県災害廃棄物処理計画と整合を図り、被害想定に地震のみならず風水害を追加し、災害廃棄物の種類及び想定量を推計した。また新規追加項目として、し尿の発生量、仮設トイレの必要基数、し尿収集車両必要数及び避難所ごみの発生量を推計した。

なお、発災時は、実際の被害状況を迅速に把握し、速やかにこれらの発生量等を再計算し、計画的な災害廃棄物処理を実行するものとする。



地震被害（過去地震最大モデル）による災害廃棄物の量は489千tと推計され、1年間に排出される家庭ごみの量（83.2千t）の約6倍が、洪水においては分別土砂も含めると約100倍もの量が一度に排出されることとなる。

令和6年能登半島地震で浮き彫りとなった仮設トイレについて、今回の改定で新たにし尿の発生量を推計し、仮設トイレの必要基数を算出した。

種別	組成別災害廃棄物発生量(千t)							
	可燃物	不燃物	柱角材	コンクリート	金属	分別土砂	合計	
地震	83	197	2	205	2	-	489	
風水害	洪水	1,649	1,411	1,156	2,635	144	1,504	8,499
	土砂災害	0.3	0.2	0.6	0.3	0.03	32	33

	1日後※	発災1週間後	発災1か月後
し尿発生量(kL/日)	252	106	11
仮設トイレの必要基数(基)	1,862	769	220
し尿収集車両必要数(台/日)	18	8	1
避難所ごみ(t/日)	8.6	33	4.3

※発災直後～仮設トイレ設置までの間は、携帯・簡易トイレの使用が多く、可燃ごみとしての処分となることが想定される。

組織体制の明確化（p11～p12）

令和6年2月改定の岡崎市地域防災計画に合わせて組織体制を明確化した。公費解体等の業務想定から、土木・建築チームへの応援要請について記載した。

災害廃棄物処理の担当を明確にするために業務を細分化し、現計画では足りないと思われる業務を追記した。例えば、仮設トイレの設置は、現行計画では記載されていなかったが、し尿担当が実施することを新たに明記した。



仮置場の検討（p16～p17） ・ 仮置場の設置（p25～p28）

災害廃棄物は膨大な量となり、処理施設への直接搬入が困難となることが想定されるため、推計した災害廃棄物発生量を基に、仮置場の必要面積を算出した。

本市では2か所の仮置場専用地を有しており、速やかに仮置場の開設が可能であるが、仮置場の不足が見込まれる場合には、仮置場の増設が必要となる。そのため、各支所管内に1か所仮置場候補地を選定した。

また、仮置場の設置に関して、管理運営体制や搬出入の留意点等を記載し、これらの理解が進むよう仮置場専用地の配置例を掲載した。

区分	必要面積(m ²)
地震	71,140

	仮置場専用地名称	所在地	管内	有効面積(m ²)
1	一般廃棄物最終処分場	才栗町	大平	7,180
2	八帖クリーンセンター災害廃棄物仮置場	八帖南町	本庁	2,400
			計	9,580

地域集積所（p29）

災害廃棄物の処理は、市民による持込みを原則とするが、R5.6大雨被害を踏まえ、必要に応じて被災地域に近い場所で地域で管理運営する地域集積所を設置する旨を新たに記載した。



住民周知・啓発（p18, p28）

発災時には、情報伝達が平常時より格段に困難となるため、災害廃棄物の分別等各種ルールを発災前から十分に周知・啓発する必要がある。

そのため、平常時に発災時に住民がより円滑に災害廃棄物の分別排出が行えるよう、必要に応じて、説明の機会を設けることや、実践的な訓練を実施することで災害廃棄物処理に対する住民の意識向上に努めることとした。

